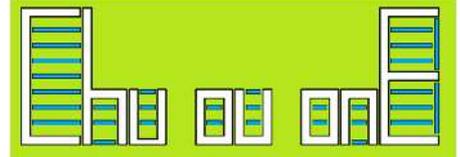


春日部市中央一丁目地区 まちづくりニュース

No.5

【令和5年7月発行】

発行：春日部市都市計画課中心市街地担当



都市計画手続きに向けて**地区計画（素案修正版）**を説明

第4回
権利者の会
5/21(日)
実施

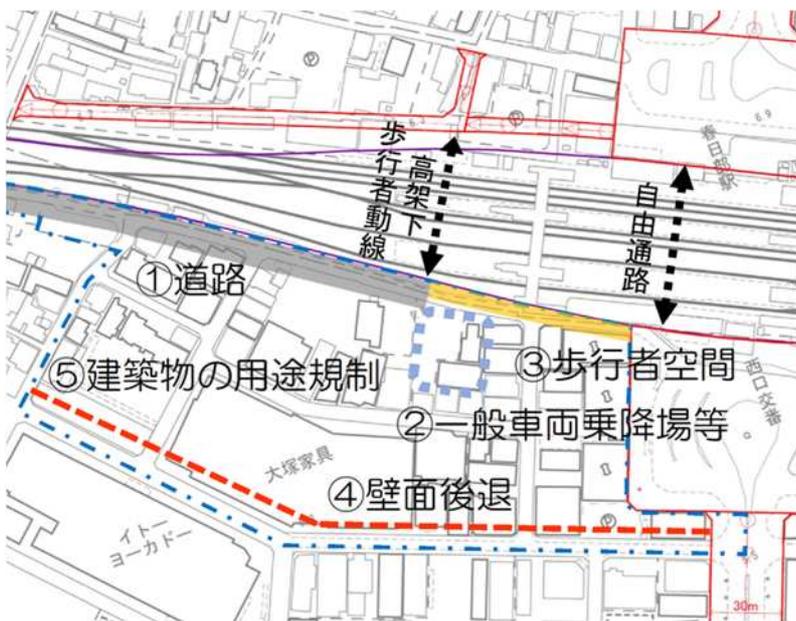
26名の権利者が出席し、来年度から都市計画手続きを開始する地区計画（素案修正版）について、説明と意見交換を行いました。



アンケートを踏まえ取りまとめた地区計画（素案修正版）

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

皆様のご意見を踏まえ、以下のように、地区計画（素案修正版）をまとめました。



《今回の地区計画に含めないもの》

- ①道路
- ②一般車両乗降場等
- ③歩行者空間

《今回の地区計画に含めるもの》

- ④壁面後退
- ⑤建築物の用途規制

①～③については、再開発事業の進捗を踏まえ、令和6年度以降に地区計画に反映することを想定しています。

Ver.2

地区計画は再開発事業の計画とあわせて 段階的に進めていきます

再開発事業計画と
連動したルール構築

手順1

令和5年度～



壁面後退と建築物の用途規制について定めます。(表面参照)

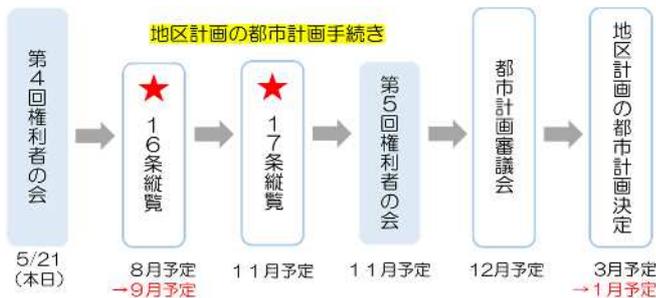
手順2

令和6年度以降



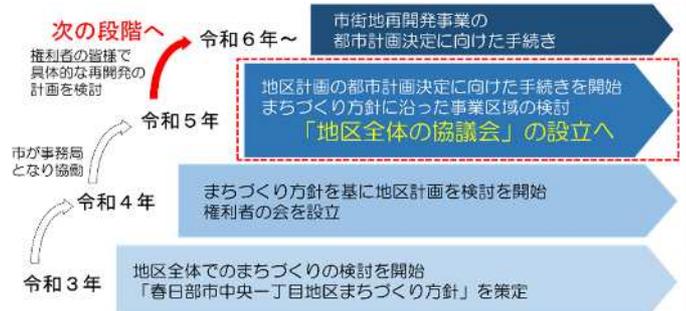
再開発事業にあわせて、アクセス道路や一般車両乗降場、歩行者空間、広場等の具体的な規模や位置などのルールを定めます。

地区計画のスケジュール



※16条縦覧及び地区計画の都市計画決定につきましてはスケジュールを精査した結果、変更しました。

今後の流れ



第5回権利者の会

11月予定

詳細が決まり次第、
別途連絡させていただきます

都市計画手続きの説明

都市計画手続きの進捗状況をお知らせする予定です。

事業計画の説明

再開発事業の検討状況をお知らせする予定です。

再開発事業の説明

再開発事業の仕組みや権利変換など基礎知識を説明する予定です。

権利者の会 事務局 (春日部市都市整備部都市計画課中心市街地担当)

【問合せ先】

住所 春日部市中央六丁目2番地

担当者: 山田・太田

電話 048-736-1111 (内線 3517・3518)

FAX 048-736-1974

E-mail toshikei@city.kasukabe.lg.jp